

労働金庫電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I. 登録申請等に係る事務処理に当たっての留意事項</p> <p>2. 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」(法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第2項第2号)</p> <p>① <u>定款の目的に、労働金庫電子決済等代行業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>② <u>定款には原本証明が付されているか。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 「第52条の61の5第1項各号(第1号口を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面」(法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第2項第1号)及び「役員が銀行法第52条の61の5第1項第2号口(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面」(施行規則第152条の2の3第1号二)</u></p> <p>これらの書面は、当該申請者及び当該役員の自署・押印あるものを提出させることとする。</p> <p>3. 登録申請者及び労働金庫電子決済等代行業者が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>登録申請者及び労働金庫電子決済等代行業者が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>なお、登録申請・届出様式における役員等の氏名の記載欄について、</p>	<p>I. 登録申請等に係る事務処理に当たっての留意事項</p> <p>2. 添付書類</p> <p>添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。</p> <p>(1) 「定款」(法第94条第5項において準用する銀行法第52条の61の3第2項第2号)</p> <p><u>定款の目的に、労働金庫電子決済等代行業に係る業務が定められているか。</u></p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(削除)</p> <p>3. 登録申請者及び労働金庫電子決済等代行業者が提出する申請書等における記載上の留意点</p> <p>登録申請者及び労働金庫電子決済等代行業者が提出する申請書等において、役員等の氏名を記載する際には、<u>氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、登録申請・届出様式における役員等の氏名の記載欄について、</p>

労働金庫電子決済等代行業者の登録申請時の留意事項等 新旧対照表

現 行	改 正 後
既に <u>婚姻前の氏名</u> を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、 <u>婚姻前の氏名のみ</u> を記載することができることに留意する。	既に <u>旧氏及び名</u> を併記した別の書類を提出している場合には、当該書類以外の様式を含め、 <u>旧氏及び名のみ</u> を記載することができることに留意する。